

第3期長久手市子ども・子育て支援事業計画の 「量の見込みと確保方策」（案）

資料3-2

就学前教育・保育①

● 1号認定（3歳以上、教育利用）

◆事業概要

幼稚園や保育所等において実施する、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を利用するために必要な認定区分の1つ。

◆現状（R6.4.1）

市内の幼稚園（3か所）にて実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：人／日）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（①）		891	824	778	733	705
提供体制	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	広域利用分 ※1	31	29	27	26	25
	新制度未移行幼稚園 ※2	860	795	751	707	680
	計（②）	891	824	778	733	705
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

※1 提供体制の「広域利用分」について

市外の「特定教育・保育施設」に通園する子どもの人数。

※2 提供体制の「新制度未移行幼稚園」について

市内外の「新制度未移行幼稚園」に通園する子どもの人数。

◆確保方策

○市内の幼稚園が継続的かつ安定的に運営できるよう、引き続き幼稚園の運営費を補助します。
○多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある幼稚園をはじめとした関係施設等と連携して提供体制の確保に努めます。

● 2号認定（3歳以上、保育利用）

◆事業概要

幼稚園や保育所等において実施する、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を利用するために必要な認定区分の1つ。

◆現状（R6.4.1）

市内の幼稚園（3か所）、公営保育所（6か所）、民営保育所（7か所）、地域型保育施設（8か所）にて実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：人／日）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（①）	973	921	891	857	844
提供体制（②）	1,204	1,204	1,204	1,204	1,204
過不足（②－①）	231	283	313	347	360

◆確保方策

○市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等、社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。

○建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

●3号認定（3歳未満、保育利用）

◆事業概要

幼稚園や保育所等において実施する、子どもの年齢や親の就労状況などに応じた多様な支援を利用するために必要な認定区分の1つ。

◆現状（R6.4.1）

市内の幼稚園（3か所）、公営保育所（6か所）、民営保育所（7か所）、地域型保育施設（8か所）にて実施。

◆量の見込みと提供体制

○0歳児

(単位：人／日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (①)		83	90	91	93	96
提供体制	特定教育・保育施設	122	122	122	122	122
	特定地域型保育事業	17	17	17	17	17
	企業主導型保育（地域枠）	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む
	計 (②)	139	139	139	139	139
過不足 (②－①)		56	49	48	46	43

○1歳児

(単位：人／日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (①)		196	190	207	213	220
提供体制	特定教育・保育施設	215	215	215	215	215
	特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
	企業主導型保育（地域枠）	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む
	計 (②)	258	258	258	258	258
過不足 (②－①)		62	68	51	45	38

○2歳児

(単位：人／日)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (①)		223	214	205	220	223
提供体制	特定教育・保育施設	254	254	254	254	254
	特定地域型保育事業	43	43	43	43	43
	企業主導型保育（地域枠）	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む	上記に含む
	計 (②)	297	297	297	297	297
過不足 (②－①)		74	83	92	77	74

◆確保方策

○市内にある保育所（認可保育所・地域型保育事業所）等、社会資源や待機児童数等に留意しつつ、適切な保育を引き続き実施するとともに、民間資源の活用等により、よりよい保育環境の整備を推進します。

○建物の老朽化により令和8年度末で長湫東保育園を閉園し、跡地については今後の保育需要等を踏まえ検討します。

●延長保育事業

◆事業概要

就労時間等により通常の保育時間を超える保育が必要な場合に認可保育施設において、保育時間を延長して子どもを預かる事業。

◆現状（R6.4.1）

市内公営保育所（2か所）、民営保育所（7か所）、地域型保育施設（3か所）で実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：人／日）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み（①）	257	242	233	227	222
提供体制（②）	257	242	233	227	222
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆確保方策

○多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内にある保育施設と連携して提供体制の確保に努めます。

●放課後児童健全育成事業

◆事業概要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に就学している児童を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館、専用施設等を利用して適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

◆現状（R6.4.1）

市が運営する児童クラブ（10か所）と父母会が運営する学童保育所（4か所）で実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：人／日）		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み	長久手小学校区	161	158	156	146	143
	西小学校区	160	166	165	166	166
	東小学校区	173	178	178	187	184
	北小学校区	270	269	262	248	243
	南小学校区	142	132	121	109	94
	市が洞小学校区	225	216	200	183	167
	合計（①）	1131	1119	1082	1039	997
提供体制	長久手小学校区	174	174	174	174	174
	西小学校区	150	150	150	150	150
	東小学校区	180	180	180	180	180
	北小学校区	230	230	230	230	230
	南小学校区	191	191	191	191	191
	市が洞小学校区	240	240	240	240	240
	合計（②）	1165	1165	1165	1165	1165
過不足（②－①）		34	46	83	126	168

◆確保方策

放課後の居場所に関する事業については、利用ニーズが増加傾向かつ多様化しているため、今後も拡充していくとともに、学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていく。

●放課後児童対策パッケージに基づく数値計画

◆事業概要

これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに進めるため、国において令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」が策定された。これにより、以下のとおり数値目標を定める必要がある。

◆現状（R6.4.1）

放課後子ども教室（4小学校区）・校内交流型（3小学校区）

◆量の見込みと提供体制

（単位：か所）	令和 6 年度	令和 1 1 年度
放課後子ども教室	4	6
うち校内交流型	3	6

◆確保方策

学校施設の活用方法等について教育委員会等関係機関と協議・連携を進めていく。

●子育て短期支援事業

◆事業概要

保護者の病気、その他の理由で、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で一時的に養育する事業。

◆現状（R6.4.1）

市内児童養護施設 1 箇所、市外児童養護施設 1 箇所、市外乳児院 1 箇所を実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：人／日）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（①）	28	26	25	24	24
提供体制（②）	28	26	25	24	24
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆確保方策

需要量が増加して提供体制は確保できる見込み。

●一時預かり事業（幼稚園型）

◆事業概要

幼稚園の在園児が、授業時間外に子どもを幼稚園に預ける事業。

◆現状（R6.4.1）

市内外の幼稚園で実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：回／年）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み（①）	173	160	151	142	137
提供体制（②）	173	160	151	142	137
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆確保方策

多様な保育ニーズに対応するため、今後も市内外幼稚園と連携して提供体制の確保に努めます。

● 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

◆事業概要

保護者の就労や病気等で子どもを保育することができない場合に一時的に預かる事業

◆現状（R6.4.1）

公営保育所（4 か所）、民営保育所（3 か所）で実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：回／年）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み（①）	872	822	791	768	751
提供体制（②）	872	822	791	768	751
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆確保方策

多様な保育ニーズに対応するため、今後も保育所と連携して提供体制の確保に努めます。

● 病児・病後児保育事業

◆ 事業概要

病気時や病気の回復期で、保育所等に通えない児童の保護者が保育をできない場合に児童を一時的に預かる事業。

◆ 現状（R6.4.1）

市内と市外（名古屋市）各 1 か所で医療機関に併設した施設で実施。

◆ 量の見込みと提供体制

（単位：回／年）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み（①）	602	567	545	530	518
提供体制（②）	602	567	545	530	518
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆ 確保方策

多様な保育ニーズに対応するため、今後も各施設と連携して提供体制の確保に努めます。

● 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

◆事業概要

児童の預かり等の援助を受けることを希望する方（依頼会員）と援助を行いたい方（援助会員）、依頼と援助を両方行う方（両方会員）での相互援助活動を行う事業。

◆現状（R6.4.1）

活動件数の推移は、年度により活動件数に幅がある。

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1,015	935	727	518
817	696	860	765
312	285	374	243
2,144	1,916	1,961	1,526

◆量の見込みと提供体制

（単位：回／年）		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み	未就学児	527	505	489	476	470
	低学年	735	725	695	645	596
	高学年	308	301	292	287	283
	計（①）	1,570	1,530	1,475	1,408	1,349
提供体制	未就学児	527	505	489	476	470
	低学年	735	725	695	645	596
	高学年	308	301	292	287	283
	計（②）	1,570	1,530	1,475	1,408	1,349
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

◆確保方策

利用者ニーズの把握を行い、適切に対応できるよう今後も事業を継続する。

●地域子育て支援拠点事業

◆事業概要

地域の子育て支援拠点施設で、子育てに不安や悩みを抱える家族に対する育児相談や育児に関する情報共有のほか、子どもの発達や子どもへの接し方や遊び方、幼児食などの育児講座や保護者同士の交流の場の提供を行う事業。

◆現状（R6.4.1）

子育て支援センター 1 か所、児童館 6 か所を類似施設として実施。

◆量の見込みと提供体制

(単位：回／年)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み (①)		50,652	47,705	45,920	44,595	43,613
提供体制	利用回数 (②)	24,960	24,960	24,960	24,960	24,960
	箇所数	1	1	1	1	1
類似施設 (児童館)	利用回数 (③)	25,692	22,745	20,960	19,635	18,653
	箇所数	6	6	6	6	6
過不足 ((②+③) - ①)		0	0	0	0	0

◆確保方策

今後も児童館等の既存の公共施設等の資源を有効活用し、身近な地域で集まれる場で継続して展開する。

●利用者支援事業

◆事業概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業。

◆現状（R6.4.1）

基本型、特定型及びこども家庭センター型を実施。

基本型…子育て支援員等を配置。子ども及び保護者が子育てに関わる支援事業などを円滑に利用できるよう相談窓口及び地域連携を推進するための取組を実施。

特定型…子育てコンシェルジュを配置。地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援など実施。

こども家庭センター型…統括支援員、母子保健コーディネーター、保健師等を配置。妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を実施。

◆量の見込みと提供体制

(単位：件／年)		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み (①)		1,649	1,592	1,561	1,543	1,530
提供体制	利用件数 (②)	1,649	1,592	1,561	1,543	1,530
	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足 (②－①)		0	0	0	0	0

◆確保方策

○今後の提供体制として、保育事業を中心とした子育て支援分野の子育てコンシェルジュ（特定型）とこども家庭センター型に統括支援員、母子保健コーディネーター、保健師等を配置し、継続して対応していきます。基本型は、市内子育て支援団体に委託して実施します。

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施するため、今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関の連絡調整等を継続して実施します。

○今後も情報提供及び必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等の支援を継続して実施します。

● 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

◆事業概要

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身状況や養育環境などの把握や助言を行う事業。

◆現状（R6.4.1）

3～4か月児健診受診前の全乳児を対象とした、助産師または保健師による家庭訪問を実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：回／年）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み（①）	472	493	486	483	484
提供体制（②）	472	493	486	483	484
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆確保方策

- 今後も全乳児に対して継続して実施し、子どもの養育状態の確認と育児相談による子育て不安の軽減を図る。
- 今後の提供体制として保健師または助産師で対応する。

● 養育訪問支援事業

◆事業概要

育児ストレス、産後うつ病、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師による養育に関する指導助言等を訪問により実施することにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業。

◆現状（R6.4.1）

様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師による養育に関する指導助言等を訪問により実施。

◆量の見込みと提供体制

（単位：回／年）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度
量の見込み（①）	54	51	49	48	47
提供体制（②）	54	51	49	48	47
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆確保方策

養育訪問が必要と判断した家庭すべてに対して実施する。

● 妊婦に対する健康診査

◆ 事業概要

妊婦の健康状態を把握し、疾病の早期発見及び早期治療に努め、妊婦の健康の保持増進をめざす事業。

◆ 現状（R6.4.1）

- ・妊婦に対し14回分の健康診査受診票を交付し、県内医療機関に委託し実施。
- ・県外医療機関、助産所については、償還払いにて対応。
- ・検査項目は大分類9項目（基本健診、超音波、初回血液検査、血算、血糖、GBS（B群溶血性連鎖球菌）、HTLV-1（ヒトT細胞白血病ウイルス）抗体検査、クラミジア感染検査、子宮頸がん検査）、実施時期は妊娠中。

◆ 量の見込みと提供体制

（単位：回／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（①）	472	493	486	483	484
提供体制（②）	472	493	486	483	484
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆ 確保方策

今後も母子健康手帳を交付したすべての妊婦に配布するとともに、健康診査の受診を奨励する。

● 実費徴収に係る補足給付を行う事業

◆事業概要

世帯の所得状況などに応じて、市が定める基準に基づき、保育所や地域型保育施設の利用に係る日用品や文房具、物品の購入、行事への参加に必要な費用を軽減。また、子ども・子育て支援事業に未移行の幼稚園に係る副食費についても、市が定める基準に基づき費用を助成。

◆現状（R6.4.1）

補助対象となる費用の種類及び補助限度額は、次のとおり

○日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用に対して月額 2,700 円

○食事の提供にかかる副食材料費の実費徴収額に対して月額 4,800 円

◆量の見込みと提供体制

（単位：回／年）	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み (①)	170	160	154	150	147
提供体制 (②)	170	160	154	150	147
過不足 (②－①)	0	0	0	0	0

◆確保方策

児童の健やかな成長を支援するため、引き続き日用品等を補助します。

● 子育て世帯訪問支援事業

◆事業概要

子育て世帯訪問支援事業として、様々な理由で養育支援が必要となっている家庭に対しての家事育児支援と、身内の支援が受けられない妊娠中や産後に心身の不調や育児不安がある家庭に対しての産前・産後サポーター派遣事業を実施。

◆現状（R6.4.1）

養育支援家庭への家事育児派遣を2事業所に委託して実施
産前・産後サポーター派遣事業を4事業所に委託して実施

◆量の見込みと提供体制

（単位：実利用人数／年）	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（①）	21	20	20	19	19
提供体制（②）	21	20	20	19	19
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

◆確保方策

○家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭すべてに対して、訪問支援員が訪問して家事・育児等の支援を実施します。
○今後の提供体制として、民間事業者に委託を継続します。